

市民税
県民税

申告が始まります

平成16年度分の市民税・県民税の申告を2月9日(月)から3月15日(月)まで、左ページの各地区の会場で受け付けます。

1月26日(月)に「平成16年度分市民税・県民税申告書」をお送りします。同封している「申告の手引き」をよく読んで、正しく記入して申告してください。

申告が必要なかたで、申告書が届かないかたは、お手数でも市民税課にご連絡ください。

市民税課個人市民税担当tel(866)2055

ファクス(866)2411



申告が必要なかた

(1)平成16年1月1日現在、秋田市に住んでいて、次の「のいずれか」にあてはまるかた

平成15年中に何らかの所得があったかた：所得には、自営業や農業などの事業によるもの、地代や家賃などの不動産によるもの、株式の配当金、生命保険の一時金、原稿料、給与、年金などがあります
サラリーマン(パートで働くかたを含む)で、次のいずれかに該当するかた
勤務先から秋田市へ「給与支払報告書」が提出されていないかた(提出の有無については勤務先にご確認ください)

給与以外に所得があったかた、または2か所以上から給与があったかた
平成15年中に退職し、その後再就職していないかた

公的年金等を受給しているかたで、所得控除を受けよつとるかた
平成15年中に所得はなかったが、税に関する証明書が必要となるかた

(2)秋田市外にお住まいで、平成16年1月1日現在、市内に事務所または家屋敷があるかた

申告に必要なもの

印鑑と申告書：申告書は会場にも用意してあります

給与、公的年金などの所得があったかたは、それぞれの平成15年分の源泉徴収票

事業による所得があったかたは、収入と必要経費などがわかる帳簿類、領収書など：収支内訳書で、事前に計算してください

平成15年中に支払った国民健康保険税・国民年金保険料・介護保険料・医療費の領収書と保険金などで補てんされた金額のわかるもの、生命保険・損害保険などの控除証明書
配偶者に所得があったかたは、その所得がわかる書類

申告が不要なかた

(1)サラリーマンで、勤務先から秋田市へ「給与支払報告書」が提出されたかた

(2)税務署に所得税の確定申告をするかた。確定申告が必要なかたは8ページの「税務署からお知らせ」をご覧ください。



税に関する証明書は
申告ができないと
交付できません

「所得証明書」や「非課税証明書」などの税に関する証明書は、官庁や金融機関などでの各種手続きの際に必要な場合があります。

税に関する証明書は、次のかた以外には、市民税・県民税の申告または所得税の確定申告がないと交付できませんのでご注意ください。

申告がなくても交付できるかた

勤務先から秋田市へ「給与支払報告書」が提出されているかた
年金支払者から秋田市へ「公的年金等支払報告書」が提出されているかた

問い合わせ

市民税課庶務担当
tel(866)2054

申告は郵送が便利

申告の相談が必要ないかたは、申告書に必要な事項を記入、押印し、必要書類を添付のうえ、3月15日(月)までに同封の返信用封筒で郵送してください。

申告会場の日程にかかわらず、いつでも申告できる便利な「郵送申告」をぜひご利用ください。



各会場とも駐車場に限りがありますので、自家用車でのご来場はご遠慮願います。

申告会場と日程

申告期間

2月9日(月)

3月15日(月)

2月22日・29日の日曜日にはサンパル秋田で申告を受け付けます。

市・県民税は、前年の所得(9ページ参照)に対し、今年の1月1日現在にお住まいの市町村で課税される税金です。正しい税額を計算するためには、みなさんの前年の所得と所得控除を把握する必要があります。期間内の申告をよろしく願います。

地区	とき	ところ	受付時間	
中央地区	南通	2月12日(木)・13日(金)	市役所分館4階会議室 9:00~16:30	
	高陽	2月16日(月)		
	旭北	2月17日(火)		
	保戸野	2月17日(火) 2月22日(日)		
	楢山	2月18日(水)・19日(木)	サンパル秋田大会議室 10:00~15:30	
		3月1日(月)	市役所分館4階会議室 9:00~16:30	
	旭南	2月20日(金)	南部公民館 9:30~15:00	
	中通	2月22日(日)	市役所分館4階会議室 9:00~16:30	
	川元	2月22日(日)	サンパル秋田大会議室 10:00~15:30	
		2月23日(月)	市役所分館4階会議室 9:00~16:30	
	川尻	2月24日(火)・25日(水)	明德地区コミュニティセンター 9:30~15:00	
	千秋	2月25日(水)・26日(木)		
	茨島	2月26日(木)・27日(金)	市役所分館4階会議室 9:00~16:30	
	大町	2月29日(日)	サンパル秋田大会議室 10:00~15:30	
	山王	3月1日(月)	市役所分館4階会議室 9:00~16:30	
	泉	3月4日(木)・5日(金)		
八橋	3月9日(火)~11日(木)			
東部地区	手形山	2月12日(木)・13日(金)	市役所分館4階会議室 9:00~16:30	
	東通・横森・桜	2月12日(木)・13日(金)	東地区コミュニティセンター	
		2月12日(木)・13日(金)		
	広面	2月23日(月)・24日(火)	東部公民館 9:30~15:00	
		2月16日(月)		
	手形	2月25日(水)・26日(木)	旭川地区コミュニティセンター 9:30~15:00	
		2月16日(月)		
	旭川・新藤田・添川・濁川・山内・仁別	2月16日(月)	旭川地区コミュニティセンター	
		2月23日(月)・24日(火)		
	柳田	2月23日(月)・24日(火)	東部公民館	
		2月23日(月)・24日(火)		
下北手	3月4日(木)	下北手地域センター 9:30~11:30		
桜ガ丘・桜台・大平台・山手台	3月2日(火)・3日(水)	市役所分館4階会議室 9:00~16:30		
太平	3月8日(月)	太平地域センター 9:30~15:00		
西部地区	勝平	2月19日(木)・20日(金)	勝平地区コミュニティセンター 9:30~15:00	
	浜田	3月5日(金)	浜田地区コミュニティセンター	
		3月10日(水)~12日(金)・15日(月)	新屋支所 9:00~16:30	
	豊岩	3月8日(月)	豊岩地域センター 9:30~15:00	
	下浜	3月9日(火)	下浜地域センター 9:30~15:00	
南部地区	新屋	3月10日(水)~12日(金)・15日(月)	新屋支所 9:00~16:30	
		仁井田	2月26日(木)・27日(金)	仁井田中央会館
			3月1日(月)	南部公民館
	御野場地域センター	3月2日(火)・3日(水)	御野場地域センター	
		大住地区コミュニティセンター	大住地区コミュニティセンター	
	牛島東	3月1日(月)	南部公民館	
	大住・牛島(東以外)	3月2日(火)・3日(水)	大住地区コミュニティセンター	
	卸町	3月2日(火)	市役所分館4階会議室 9:00~16:30	
御野場・御所野・四ツ小屋	3月2日(火)・3日(水)	御野場地域センター 9:30~15:00		
上北手	3月4日(木)	上北手地域センター 13:30~15:30		
北部地区	寺内	2月13日(金)	寺内地域センター	
	将軍野	2月9日(月)・10日(火)	港北地区コミュニティセンター	
		2月17日(火)・18日(水)	将軍野地域センター	
	飯島	2月9日(月)・10日(火)	港北地区コミュニティセンター	
		3月4日(木)・5日(金)	飯島地域センター	
	港北・土崎港北	2月9日(月)・10日(火)	港北地区コミュニティセンター	
	土崎港東	2月17日(火)・18日(水)	将軍野地域センター	
	下新城	2月17日(火)~19日(木)	新あきた農協追分支店	
		3月9日(火)	下新城地域センター 13:30~15:30	
	金足	2月20日(金)・23日(月)~25日(水)	新あきた農協追分支店 9:30~15:00	
		3月9日(火)	金足地域センター 9:30~11:30	
	外旭川	2月27日(金)	外旭川地域センター 9:30~15:00	
上新城	3月9日(火)	上新城地域センター 13:30~15:30		
土崎港(東・北以外)	3月10日(水)~12日(金)・15日(月)	土崎支所 9:00~16:30		
全地区	2月22日(日)・29日(日)	サンパル秋田大会議室 13:30~15:30		
	3月8日(月)・12日(金)・15日(月)	市役所分館4階会議室 9:00~16:30		

税の申告 Q&A



Q 昨年会社を退職。今は収入がないのですが…

A 昨年中に退職したかたのうち、勤務先で年末調整をしなかったかたは、個人で市民税・県民税の申告が必要です。

Q 昨年中に退職したかたのうち、勤務先で年末調整をしなかったかたは、個人で市民税・県民税の申告が必要です。

Q 給与のほかに、生命保険契約などに基づく年金などの収入があるのですが…

A 給与以外に年金、不動産、事業農業、原稿料や株式の配当金などがあつたかたは、申告が必要となる場合があります。給与以外の所得が20万円以下のかたは市民税・県民税の申告を、20万円を超えるかたは税務署で確定申告をしてください。

また、生命保険等の契約を解約した場合や満期を迎えた場合についても同様です。

Q 昨年たくさん医療費を支払いました。申告すると戻ってくるって本当？

A 医師による診療代・薬代、入院時の部屋代・食事代、はり師などの施術代など、昨年1年間に支払った費用は医療費控除の対象になります。医療費控除は、扶養控除などと同じ所得控除ですので、かかった医療費が戻ってくるというわけではありませんが、市民税・県民税の申告をすると税金の金額が下がることがあります。

また、給与などから差し引かれた平成15年分の所得税額(源泉徴収額)について、税務署で確定申告をして医療費控除を受けると、所得税が戻ることがあります。

医療費控除を受けるには領収書などの確認が必要です。保管しておいてください。

医療費控除の計算



医療費控除

【前年中に支払った医療費】

【保険金などで補てんされる金額】 【10万円または所得金額の5%(どちらか少ない額)】

医療費控除の限度額は200万円です。

税務署からお知らせ



所得税・消費税・贈与税

平成15年分の確定申告を！

申告受付期間
所得税 2月16日(月)～3月15日(月)
消費税(個人事業者) 3月31日(水)まで
贈与税 2月2日(月)～3月15日(月)

問い合わせ

秋田南税務署tel(833)5264
 〒010-8622中通五丁目5-2
 秋田北税務署tel(845)1753
 〒011-8677土崎港中央六丁目9-13

確定申告は申告センターで！

1月26日(月)～3月15日(月)の平日
 午前9時～正午、午後1時～4時
 ただし2月22日(日)・29日(日)は閉
 設します。

秋田県労働会館「フォーラム
 アキタ」(中通六丁目7-36)

還付の申告、所得税(譲渡所得を含む)・消費税・贈与税の申告の相談が必要なかた。

申告書の受付、用紙の交付も行っています

秋田南税務署では主に完成した申告書の受け付けと用紙の交付を行います。秋田南税務署内には相談会場を設置していませんので、相談が必要なかたは申告センターへどうぞ申告センターには駐車場がありませんので最寄りの交通機関をご利用ください

問い合わせ

秋田南税務署tel(833)5264

申告と納税は期限内にお願いします

申告書は自分で作成し、郵送でどうぞ

土・日・祝日には、窓口では申告書を受け付けていませんが、郵送または税務署の時間外収受箱に投函することにより、申告書を提出できます

秋田南税務署の「申告センター」(左記参照)と秋田北税務署では、2月22日・29日の日曜日にも、確定申告の相談と申告書の受付を行います

申告書の提出や納税が期限を過ぎると、加算税や延滞税がかかる場合がありますので、申告と納税は期限内にお願いします

「確定申告の手引き」などを参考に、申告書などをご自分で記載し、郵送などで早めに提出をお願いします

インターネットで所得税の申告書が作成できます。仙台国税局ホームページ(<http://www.sendai.nita.go.jp>)の「申告書作成コーナー」からアクセスしてください。申告書はカラープリンタで印刷し、必要書類と一緒に郵送などで提出してください

所得税の還付申告のかたは、2月15日(日)以前でも申告書を提出できます。納税は便利で安心な口座振替で！



とき

ところ

対象

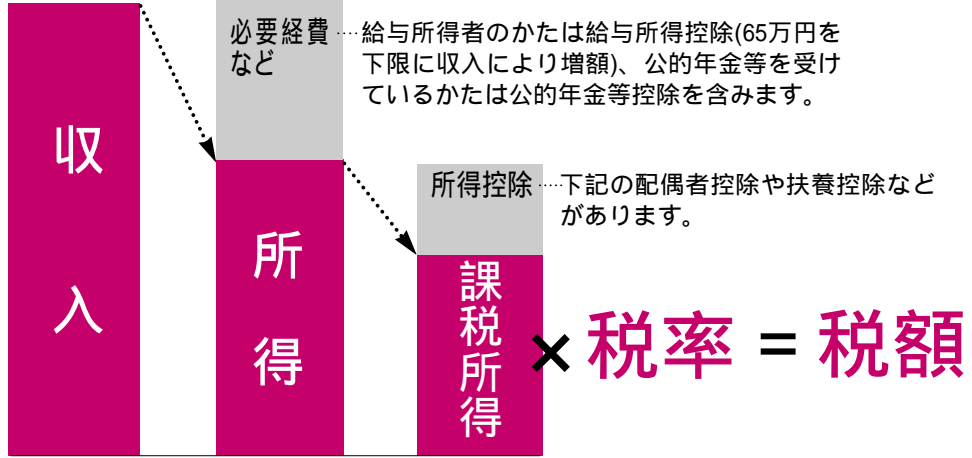
注意

市・県民税の申告ワンポイント!

仕組みを知って正しく申告しましょう

各種控除で税の負担が少なくなります

妻にパート収入がある場合、収入が100万円以下であれば、妻自身に市民税はかかりませんが秋田市で課税されている世帯に限る。



課税所得	市民税・県民税の税率(所得割)
200万円以下	5% [市民税3% + 県民税2%]
200万円超700万円以下	10% [市民税8% + 県民税2%]
700万円超	13% [市民税10% + 県民税3%]



上の図でもわかるように、市民税・県民税(所得割)は、収入から必要経費や所得控除を差し引いた課税所得に税率をかけて算出されます。受けられる控除を申告すれば、その分、税の負担が少なくなります。ここでは所得控除の中でも控除額の大きい扶養と障害者に関する控除について説明します。

以下は市民税・県民税の所得控除額ですので、所得税の所得控除額とは異なる場合があります。

配偶者控除・配偶者特別控除

申告者本人が扶養している配偶者の所得(上図の 印部分)が38万円以下(パート収入のみのかたを例にとると年収で103万円以下のかたが該当)の場合は、33万円の配偶者控除が受けられます。さらに申告者本人の所得が1,000万円以下のかたの場合、配偶者の所得に応じて下記のような配偶者特別控除も受けられます。

配偶者の所得と申告者本人の控除額の関係

(単位：円)

配偶者の所得	10万未満	10.15万未満	15.20万未満	20.25万未満	25.30万未満	30.35万未満	35.38万未満	38万	38.45万超	45.50万未満	50.55万未満	55.60万未満	60.65万未満	65.70万未満	70.75万未満	75.76万未満	76万未満	76万超
申告者本人の控除額	33万	33万	33万	33万	33万	33万	33万	33万	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
配偶者控除	33万	33万	33万	33万	33万	33万	33万	33万	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
配偶者特別控除	33万	28万	23万	18万	12万	8万	3万	0	33万	31万	26万	21万	16万	11万	6万	3万	0	0
合計	66万	61万	56万	51万	46万	41万	36万	33万	33万	31万	26万	21万	16万	11万	6万	3万	0	0

老人配偶者(昭和9年1月1日以前に生まれたかた)の配偶者控除は38万円になります。配偶者所得控除は、平成17年度市・県民税の課税分から変更となる予定です。

扶養控除

所得(上図の 印部分)が38万円以下の生計を共にしている親族を扶養している場合に受けられる控除は下記のとおりです。

区分	要件	控除額
特定扶養親族	昭和56年1月2日～昭和63年1月1日以前に生まれたかた	45万円
老人扶養親族	昭和9年1月1日以前に生まれたかた	38万円
同居老親等	老人扶養親族のうち、申告者本人か配偶者の両親・祖父母などで、同居しているかた	45万円
一般の扶養親族	上記以外の親族	33万円

親族を他のかたと重複して扶養控除の対象とすることはできません。

障害者控除

申告者本人や、所得が38万円以下の扶養親族などが障害者の場合に受けられる控除は下記のとおりです。

区分	要件	控除額
特別障害者	身体障害者手帳1～2級、療育手帳A級などのかた	30万円
普通障害者	身体障害者手帳3～6級、療育手帳B級などのかた	26万円

申告者が扶養している特別障害者が、申告者または、申告者と生計を共にしている親族と同居している場合、控除額に23万円を加算できます。身体障害者手帳がなくても、控除の対象になる場合があります。